

古賀市立小中学校 P T C A 事業補助金交付要綱

令和 2 年 4 月 1 日

教育委員会告示第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、古賀市立小中学校 P T C A 活動を通して、学校、地域及び家庭の連携を深め、児童、生徒の健全育成に寄与するため古賀市立小中学校 P T C A 事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、古賀市教育委員会補助金交付規則（令和 2 年規則第 2 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、古賀市立小中学校 P T C A とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 研修事業

(2) 環境美化事業

2 前項の規定にかかわらず、市から他の補助金を受けている、又は受ける予定がある事業は、補助金の交付対象としない。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

(補助金額等)

第5条 補助金額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、予算の範囲内において教育長が定める。ただし、上限額は、1校につき、30,000円とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(効力)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

3 この告示の失効前にした行為については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

科目	内容
報償費	講師謝礼、役務の提供等に対する謝礼
使用料及び賃借料	施設使用料、冷暖房使用料、機械借上料
需用費	消耗品費、燃料費
通信運搬費	郵便料